

「障害者が生き生きと暮らせる地域づくり～ともにかがやき、ともに暮らす～」社会を目指して、今取り組みを進めています。

まず、本県における障害者福祉サービスの現状についてです。中山間地域が全体の92%を占める高知県においては、障害者福祉サービスも全国統一のやり方とは状況が異なることがいくつかあります。第一に、ニーズは多種多様ですが、残念ながら住んでおられる方の人数が少ない。多種多様かつ小ロットのニーズが高知県の中山間地域の現状です。

今、国のいろいろなサービスの制度は、サービスごとに縦割りで基準が作られている状況です。しかし、サービスを細切れにして縦割りにしてしまうと、人口が少ないので利用者が少なく報酬が見込めない。結果としてサービス提供事業が成り立たない、身近な地域でサービスが受けられない、域外の施設等を利用しないといけないという問題がたくさん起こってきています。根本の問題は、中山間地域の実態とかけ離れた全国一律の人員配置、最低定員基準、施設で行われている結果として、本県では実態に沿っていない部分があると考えています。この結果、高知県内34市町村のうち障害者施設が1カ所以下の町村が17町村あり、都会で成り立つような基準ではとても成り立っていない状況だと思います。

そこで、中山間地域における障害福祉サービス確保に向けた対応として、国に対する政策提言を活発にやってきました。昨年は厚生労働大臣や事務次官に会いまして、フォーラムなどで「利用者が少なくても運営可能な施設運営費や送迎費用が確保できるような制度とすべきだ」と訴えてきました。そしてもう一つ、施設の職員配置、最低定員などの施設基準をできるだけ緩和して、中山間地域に合った形で実施できるようにすべきであると提案してきました。近年基準が二つ改訂されました。一つは、平成21年4月に報酬の改訂が行われ、中山間地域等における小規模事業所によるサービス提供について、報酬単価が大幅に引き上げられました。もう一つは、21年7月に施設基準の改正が行われました。多種多様かつ小ロットのニーズに応える方向での改正です。改正前後を比べると、例えば最低定員基準も10人と緩和されました。また、従来の施設基準は就労継続支援、生活介護、児童デイのそれぞれに最低定員が定められていましたが、今回は事業ごとの最低定員基準がない形での施設運営に対して認定し、補助をする形が出来上がりました。この二つの改訂は大きな前進だと思います。しかし、残念ながらこのままでは報酬ライン等が採算ラインに充分に乗っているとは言えないところがあると思います。これは国ではなく、県と市町村が単独で対応していこうと、中山間地域において新たに送迎付きの障害福祉サービスを行う事業所に対して運営費の一部を補助する制度を実施しています。これに加えて採算ラインに乗らない部分の補助をする制度をとり、中山間地域において少しでも自立的に施設が運営できるようにと取り組みを進めています。この事業イメージは、中山間地域で本体事業所の人的及び作業面での支援を受けられる小規模拠点事業所を選んでいただき、ここが自宅との送迎サービスを行いながら様々な障害福祉サービスを行っていく、こういう事業所に対して運営費補助を行っていく、遊休の社会的資源をできるだけ活用して小規模拠点事業所を作っていただこうとしています。取り組み事例としては、今年7月大豊町に就労継続支援事業所が1カ所開設されました。今9名に利用登録いただいている状況です。